

# 一般廃棄物処理施設(焼却施設)維持管理状況報告書(平成30年度)

## 1. 施設概要

設置主体名	大泉町外二町環境衛生施設組合
施設名称	焼却処理施設
施設所在地	大泉町大字上小泉330番地1
施設炉数	2基
施設規模	1号炉 97.5 t／日 2号炉 97.5 t／日

## 2. 施設維持管理に関する計画 別紙の通り

## 3. 施設維持管理状況に関する情報

### 1) 処分した一般廃棄物の種類及び月別数量

ごみ種類	30年度合計	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可燃ごみ	21826.89	t	2436.62	2590.03	2233.35	2369.90	2258.70	2207.76	2886.11	2445.00	2399.42			

### 2) 燃焼室ガス温度 (測定結果数値は連続的に測定し、記録した日の平均値の月平均値) (測定位置:燃焼室出口)

焼却炉	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	℃	896	895	891	870	833	871	885	898	920			
2号炉	℃	885	895	891	890	881	867	883	889	887			

### 3) 集塵機入口温度 (測定結果数値は連続的に測定し、記録した日の平均値の月平均値) (測定位置:集塵器入口)

焼却炉	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	℃	180	180	180	180	180	180	180	180	180			
2号炉	℃	180	180	180	180	180	180	180	180	180			

### 4) 排ガス中のCO(一酸化炭素)濃度 (測定結果数値は連続的に測定し、記録した日の平均値の月平均値) (測定位置:集塵器入口)

焼却炉	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	ppm	25	30	31	33	34	35	36	26	24			
2号炉	ppm	19	19	19	19	21	26	30	20	24			

## 5) 排ガス中のばい煙濃度

焼却炉	項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	測定年月日				17日		12日		20日		22日				
	硫黄酸化物	K値	8.0		0.04		0.01		0.04		0.05				
	ばいじん	g/m <sup>3</sup>	0.08		0.007		0.003		0.001		0.003				
	塩化水素	mg/m <sup>3</sup>	700		74		21		12		77				
	窒素酸化物	ppm	250		210		120		130		120				
2号炉	測定年月日				17日		12日		7日		22日				
	硫黄酸化物	K値	8.0		0.03		0.02		0.02		0.05				
	ばいじん	g/m <sup>3</sup>	0.08		0.004		0.004		<0.001		0.002				
	塩化水素	mg/m <sup>3</sup>	700		3.5		27		14.000		38				
	窒素酸化物	ppm	250		180		120		110		100				

## 6) 排ガス中のダイオキシン類濃度

焼却炉	項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	測定年月日									25日					
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1							0.0083					
2号炉	測定年月日									26日					
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1							0.01					

## 7) 冷却・排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った日

区分	実施年月日								
	1号炉	冷却設備		排ガス処理設備		冷却設備		排ガス処理設備	
	1号炉	4月23日	5月28日	6月25日	7月23日	10月22日	12月17日		
	2号炉	冷却設備	4月23日	5月28日	6月25日	7月23日	10月22日	12月17日	

## (別 紙)

### 施設維持管理に関する計画

1. 施設へのごみ投入は、施設処理能力を超過しないものとします。
2. 燃焼室へのごみ投入する場合には、出来るだけ混合します。
3. 燃焼室へのごみ投入は、定量して投入を行うものとします。
4. 燃焼室中の燃焼ガス温度は800度以上に保ちごみを焼却します。
5. 焼却灰の熱しやすく減量が10%以下になるように焼却します。
6. 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
7. 運転を停止する場合には、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼します。
8. 燃焼室中の燃焼ガス温度を連続的に測定します。
9. 集塵機に流入する燃焼ガスの温度を200度以下に冷却します。
10. 集塵機に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定します。
11. 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去します。
12. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定します。
13. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度が、 $1.0\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ 以下になるようにごみを焼却します。
14. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度を毎年1回、測定を行います。
15. 煙突から排出される排ガス中のばい煙濃度(硫黄酸化物・ばいじん・塩化水素・窒素酸化物に関わるものに限る。)を定期的に測定します。
16. 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
17. ばいじんを固化して排出し、処分場に埋め立てます。
18. 火災発生を防止する為に、必要な処置を講ずると共に消火器その他の消防設備を備えます。